

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 27 日（水）、第 17 回の委員会が開かれました。

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）
保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外 12 名提出、衆法第 28 号）
介護・障害福祉従業者の人材確保に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外 16 名提出、衆法第 30 号）
・後藤厚生労働大臣、黄川田内閣府副大臣、津島法務副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、深澤厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局並びに提出者山井和則君（立民）及び早稲田ゆき君（立民）に対し質疑を行いました。
・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
（質疑者）川崎ひでと君（自民）、伊佐進一君（公明）、柚木道義君（立民）、山井和則君（立民）、井坂信彦君（立民）、吉田統彦君（立民）、野間健君（立民）、山田勝彦君（立民）、吉田とも代君（維新）、一谷勇一郎君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

川崎ひでと君（自民）

- (1) 虐待を受けた大学生に対する支援関係
 - ア 生活保護の対象に大学生を含める必要性についての厚生労働省の見解及び大学生を対象とすることが困難である理由
 - イ 奨学金制度について虐待を受けている場合も特例の対象とし申請の簡易化を図るなどの拡充を行う必要性
 - ウ 文部科学省と連携して支援策を講じていくことについての厚生労働省の意気込み
- (2) 児童福祉法等改正案関係
 - ア サポートプランの作成・実行に当たって虐待の有無や程度の判断、必要な支援内容の把握、保護者への動機付け等の継続的なマネジメントを行う必要性
 - イ 継続的なサポートを行う観点からこども家庭センター職員の異動や担当者変更の頻度を下げるべきである一方で職員のモチベーション低下を招くおそれがあることについての厚生労働省の見解
 - ウ サポートプランを実行する人員の質及び人数を確保する方法並びに人員の質を客観的に評価、担保するための仕組みの内容
 - エ 児童養護施設に支払われる措置費が子ども一人ひとりのケアニーズにかかわらず全国一律では運営が財政的に困難となる可能性を踏まえた措置費の在り方の検討方法

伊佐進一君（公明）

- (1) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入関係
 - ア 一時保護開始時の判断に関する司法審査を行う裁判所
 - イ 刑事事件と異なる一時保護の理念を踏まえた司法審査の運用方法
 - ウ 法令で定める一時保護の要件は一時保護の実情に対応したものにする必要性
 - エ 裁判所の専門性を強化する必要性
 - オ 親権者の同意の確認は一時保護の開始時に行わなくても良いことの確認
 - カ 一時保護状の請求手続を可能な限り簡素化する必要性
- (2) 人材確保を含めた児童相談所の体制強化のため国が支援する必要性
- (3) 市町村における子育て家庭への支援について N P O との連携を促すとともに支援に必要な予算を国として確保する必要性

柚木道義君（立民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策関係
 - ア 4回目のワクチン接種関係
 - a 当面60歳以上の方を対象として接種を進めることの確認並びに「当面」の期間及び対象者を60歳以上とする根拠
 - b 接種間隔を5か月とすることの確認及び接種間隔をより短くすることの是非
 - c 対象者に高齢者施設の従事者が含まれるかについての確認
 - d 対象者に高齢者施設の従事者を含める必要性
 - e 4回目の接種が予防接種法上の臨時接種という位置付けで無料で接種できるかについての確認
 - f 第6波の時にワクチンの接種間隔を短くしていたら死亡者を減らせた可能性
 - イ マスクを着用すべき場面と外しても良い場面を類型化してわかりやすく提言する必要性
 - ウ 4回目のワクチン接種に関して対象者や接種間隔の方針を大型連休前に示すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (2) 生活困窮者への給付金関係
 - ア 低所得の子育て世帯に対する5万円の給付金の給付対象と給付開始時期
 - イ 住民税非課税世帯に対する10万円の給付金の給付対象と給付開始時期
- (3) 児童福祉法等改正案関係
 - ア 児童育成支援拠点事業について支援が必要な人の把握方法及び必要な供給量の見積り方法
 - イ 親子関係形成支援事業について支援ニーズの把握方法及び提供するサービスの質を担保する必要性

山井和則君（立民）

- (1) 今般の政府の3%の処遇改善に関して放課後児童クラブの会計年度任用職員の処遇改善が実施された自治体数及び処遇改善を行った自治体が少ない理由並びに厚生労働省から処遇改善を促す通知を行う必要性
- (2) 低所得の子育て世帯に対しては5万円といった一時的な給付金ではなく恒久策として児童扶養手当の増額と対象範囲を拡大する必要があるとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 成年年齢下げを踏まえたアダルトビデオへの出演強要問題への対応関係
 - ア アダルトビデオへの出演の背景には子どもの貧困問題があるとの意見に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 本年4月1日から未成年者取消権の適用対象外となった18歳及び19歳を保護するために未成年取消権と同様の制度が必要であるとの意見に対する内閣府の見解
 - ウ 児童福祉法の観点から18歳及び19歳のアダルトビデオ出演強要問題に対処することで子どもを性暴力等から守る必要性についての厚生労働大臣の見解
 - エ 18歳及び19歳をアダルトビデオ出演から守るための議員立法の成立に向けての厚生労働大臣の見解

井坂信彦君（立民）

- (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案及び介護・障害福祉従事者処遇改善法案の提案の趣旨及び理由
- (2) 社会的養育経験者（ケアリーバー）関係
 - ア 都道府県が児童自立生活援助の継続を不要と判断した後のケアリーバーの再援助関係
 - a ケアリーバーが以前に生活していた児童養護施設や里親家庭に戻り児童自立生活援助を受ける

ことが可能であるかの確認

- b 訪問や通所によるケアリーバーの支援は新規の自立支援拠点ではなく家族のような関係を築いてきた児童養護施設や里親家庭が担当すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - イ ケアリーバーの実態把握及び交流機会の強化関係
 - a 児童養護施設や里親がそこから自立したケアリーバーに直接連絡を取ることで実態把握を行うとともに交流機会の強化を図るべきとの提案に対する厚生労働大臣の見解
 - b 措置解除後3年間アンケートの名目で毎年ケアリーバーに連絡を取るにより安否確認を行うとともにいつでも来やすい雰囲気を作るべきとの提案に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 妊産婦等生活援助事業関係
- ア 妊産婦等生活援助を行う施設における相談支援及びメンタルケアの実施の有無
 - イ 妊産婦等が生活援助を行う施設を退所した後の家庭的な受入先を地域で用意することにより社会全体で母子を支える仕組みを構築する必要性
 - ウ 家庭的な場所で母子の更なる自立を支えることを既存の支援策に加える必要性
- (4) 子ども家庭総合支援拠点を設置していない自治体ではこども家庭センターの設置に伴い予算及び人員の大幅増が必要になる可能性

吉田統彦君（立民）

- (1) 児童虐待防止対策関係
- ア 児童相談所の虐待相談対応件数の増加要因及び実際の虐待件数との関係性
 - イ 虐待相談対応件数が増加する一方で要保護児童数が減少している理由
 - ウ 心理的虐待の相談対応件数が急増している原因
 - エ 新型コロナウイルス感染症の児童虐待への影響関係
 - a 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う家庭環境の変化により心理的虐待が増加しているとの指摘に対する厚生労働大臣の評価及び対応策
 - b 新型コロナウイルス感染症に関連する児童虐待と他の要因に基づく児童虐待とを区別しないで評価する方針に対する厚生労働大臣の見解
 - オ 児童心理治療施設関係
 - a 施設及び人員が不足しているとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - b 児童心理治療施設のデメリットを極小化しメリットを最大化する必要性
 - c 児童心理治療施設の改善に向けて具体的な方針を検討する見込み
 - カ 子どもの車内放置関係
 - a 車内放置自体を抑制するため刑罰による抑止力を含めた法改正を行う必要性
 - b 車内放置を行わないよう周知啓発するだけでは不十分であるとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - c 幼児置き去り検知システム（CPD）の車両への搭載の義務付けの必要性
- (2) 民法上の懲戒権の削除関係
- ア 法制審議会における懲戒権を削除する改正要綱案を踏まえた法務省としての今後の日程感
 - イ 「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の禁止に関する今後の方向性
- (3) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入関係
- ア 日常的業務として子どもと接している児童相談所より司法判断の方が虐待を受けている子どもの保護に優れているというエビデンスの有無
 - イ 司法審査において親権者より子どもの利益が優先されることについての制度的な担保の有無

野間健君（立民）

- (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案では政府の事業とは異なり全ての職員に対し平等な形で賃金格差の改善が図られることの確認
- (2) 児童福祉法等改正案関係
 - ア 児童虐待が増加している現状を踏まえたその発生原因についての厚生労働大臣の見解
 - イ 児童発達支援センター関係
 - a 障害児支援の中核的役割を担うこととなる児童発達支援センターの機能、報酬体系及び職員配置の方針
 - b 適切な運営をしていない児童発達支援事業所に対する指導等と同じ法人系列の児童発達支援センターが行っている事例があることに対する厚生労働大臣の認識
 - ウ 一時保護所の基準策定及び環境改善関係
 - a 一時保護所の基準策定及び環境改善を図るに当たり入所率が低い地域においても適切な環境改善を行う必要性
 - b 一時保護所に保育士等を適正に配置する必要性及び児童と同性の職員が対応するための男女比率の重要性を踏まえた今後の基準策定の検討方針
 - エ 妊産婦等生活援助事業について看護師の人材、一時的な住居や予算を確保するための方策
 - オ 子どもの意見表明等支援事業について対象となる子どもの年齢及び取組方針
 - カ 児童相談所等においては子ども家庭福祉実務者の専門性が必要であることを踏まえて専門人材に限定して採用する必要があるとの意見に対する厚生労働大臣の認識
 - キ 本改正に伴う都道府県及び市町村の負荷増に対応するための財政支援に関する厚生労働大臣の決意

山田勝彦君（立民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子どもへの対応関係
 - ア 5歳から11歳までの子どもへの新型コロナワクチン接種関係
 - a 最新の接種状況及び接種率並びに副反応の報告件数
 - b 重症化率が低いとされる子どもへの接種についての今後の政府の方針
 - イ 子どものマスク着用関係
 - a 子どものマスク着用に関する地方自治体、教育委員会、児童福祉施設等に対する政府の要請状況
 - b 「マスクをしていれば濃厚接触者にならない」旨の基準の厚生労働省による公表の有無
 - c 体育の授業中及び登下校中はマスクを着用する必要はないことについての厚生労働大臣の明確なメッセージ
- (2) 今般の政府の介護・障害福祉職員の処遇改善に関して実際に9,000円の処遇改善がなされる事業所が少なくコロナ禍で多くの事業所が減収となっている現場の実態を踏まえた更なる処遇改善の必要性に関する厚生労働大臣の見解

吉田とも代君（維新）

- (1) 保育士によるわいせつ行為関係
 - ア 保育所におけるわいせつ行為の具体例
 - イ 保育士のわいせつ行為の年間件数及びその推移
 - ウ わいせつ行為を行った保育士の男女比
 - エ わいせつ行為を行った保育士の再犯防止策として必要なのは教育か治療かの確認
 - オ 再登録を希望する保育士の再審査における判断基準が都道府県で異なる懸念
 - カ 保育士の犯罪歴に関するデータベースの有無

- キ 職業横断的なわいせつ行為の再犯防止対策の必要性
 - ク 日本版D B S（性犯罪歴等の証明を求める仕組み）の対象となる職種の範囲
 - ケ 教員養成カリキュラムにおけるわいせつ行為の防止に係る課程の内容
 - コ 保育士養成課程及び保育士試験においてわいせつ行為について学ぶ機会及び問いの有無並びに保育所においてわいせつ行為が何かを子どもに教える機会の有無
 - サ 保育士資格の取得時や保育所への就職時に自らの性的嗜好をチェックして必要に応じて相談を促す取組の必要性
- (2) 児童福祉法等改正案により新設・拡充される子育て支援施策の周知関係
- ア 支援が必要な者に対する支援施策の周知策
 - イ 子育て支援施策の周知に向けて地方自治体の教育担当部局と福祉担当部局が連携を図る必要性
 - ウ 地方自治体のD X推進を国として一層支援する必要性

一谷勇一郎君（維新）

- (1) こども家庭センター設置に伴う地方自治体の負担とその軽減に関する取組
- (2) 児童福祉司関係
- ア 児童福祉司となるためのインセンティブの必要性
 - イ 勤続年数3年未満の児童福祉司が全体の半数を占める理由
- (3) 児童虐待対策においてデジタル化やデータ活用を推進する必要性
- (4) 児童虐待件数関係
- ア 児童虐待件数の数え方を通告受付件数から相談対応件数に変更した時期
 - イ 児童虐待相談対応件数の数え方が地方自治体によって異なる理由
- (5) 虐待を受けた児童の両親のケアも行う必要性
- (6) 複雑性P T S Dが傷病名として登録されたことを踏まえた虐待を受けた児童への医学的ケアの必要性
- (7) 性的虐待の発生件数について実態と乖離があるとの医療関係者からの指摘に対する厚生労働省の見解
- (8) 社会的養育経験者（ケアリーバー）関係
- ア 児童養護施設出身者の大学等への進学率が低い理由
 - イ 就職により児童養護施設を退所した者が離職により住居を失った場合における支援の在り方
 - ウ ケアリーバーに対して出身施設が相談等の支援を行うことができるよう当該施設を支援する必要性
- (9) 里親制度による対応が世界で主流となっていることを踏まえて日本においても里親によるケアに重点を置いていくことに対する厚生労働大臣の見解

田中健君（国民）

- (1) こども家庭センターの設置関係
- ア 人材が不足している地方自治体に新たな業務を負担させることの是非
 - イ 設置を努力義務ではなく義務化して国が支援する必要性
 - ウ 職務に見合った処遇改善を実行するなど保育士や保健師等の専門職の人材確保策を講ずる必要性
- (2) 今般の政府における保育士の3%の処遇改善の10月以降の継続及び更なる処遇改善の必要性並びに1歳児、4歳児及び5歳児の職員配置基準の見直し等を早急に行う必要性
- (3) 児童相談所の人員関係
- ア 児童福祉司等を増員する新プランの目標達成に向けた進捗状況
 - イ 児童福祉司を更に増員するとともに人事異動周期の長期化や研修制度の整備を行う必要性及び国

- としての支援策
- (4) 子育て世帯訪問支援事業関係
 - ア 対象となる家庭の範囲
 - イ 東京都の訪問支援のように支援を必要としている全ての家庭及びヤングケアラーを対象とするか否かの確認
 - ウ ヤングケアラーへの支援に対する厚生労働大臣の思い
 - (5) 子どもの意見聴取等の仕組みの整備関係
 - ア 意見聴取する際の具体的な方法
 - イ 兵庫県弁護士会による弁護士派遣のような子どもの意見表明を支援する取組を法制化する必要性

宮本徹君（共産）

- (1) 児童養護施設等の措置延長関係
 - ア 高校卒業後の措置延長の申請状況及び措置延長終了後の社会的擁護自立支援事業の利用人数
 - イ 措置延長が相対的に少ない理由についての厚生労働省の分析
- (2) 児童養護施設の定員関係
 - ア 特に都市部において児童養護施設の定員を増やす必要性
 - イ 定員を増やすに当たっての職員の確保、定着及び育成支援の重要性についての厚生労働大臣の見解並びに若い職員の離職が出ていることを踏まえた職員のメンタルサポートに取り組む必要性
- (3) 子どもの意見聴取等の仕組みの整備関係
 - ア 児童養護施設の利用円滑化のためにも意見表明等支援事業を努力義務ではなく義務化する必要性
 - イ 将来的に義務化を検討する可能性
 - ウ 第三者機関として独立性が維持されるような制度設計の必要性
 - エ 意見表明の機会を児童相談所に保護された子どもに限定せず困難な状況にある子どもの意見表明の機会を広く保障すべきとの指摘に対する厚生労働省の見解
- (4) 児童自立生活援助事業関係
 - ア 年齢制限の弾力化によって 18 歳での措置解除後にシームレスに児童自立生活援助を受けることができることの確認及びその場合に想定される対象者の生活の場
 - イ 新たに対象に追加される「その他の政令で定めるやむを得ない事情」の中には本人が希望した場合も含まれるのかの確認
- (5) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入関係
 - ア 子どもシェルターを利用する子どもが帰宅を望んでいない場合に裁判所は虐待等の物証がなくとも一時保護を認めることを明確化すべきとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - イ 帰宅を望んでいない子どもの意見が尊重されるよう一時保護が認められる要件を明確化する必要性
- (6) 先進各国が大胆な賃上げを実現していることを踏まえて我が国の最低賃金を大幅に引き上げる必要性

仁木博文君（有志）

- (1) 放課後児童クラブ関係
 - ア 放課後児童クラブの開所日数が年間 250 日以上を原則としている根拠
 - イ 開所日数 250 日を境として運営費交付金に極端な差が生じていることを踏まえた国庫補助の在り方についての厚生労働大臣の見解
- (2) 不登校生徒の放課後等デイサービス利用について自治体によって運用が異なることの是非
- (3) 発達障害児支援を図る上では愛情ホルモンと呼ばれるオキシトシンの調査研究を進めて政策に反映

させていくべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

- (4) 母子の産前産後ケアに万全を期すためにこども家庭センターと産婦人科等の医療機関との連携を促す必要性